

なるほど 

# 正しい事業承継

- 経営承継円滑化法と税制 -

NPO法人 地経研  
事業承継研究会  
理事長 吉川 孝  
✉toiwase@chie-club.net

Vol. 29

## 円滑化法の「認定」を受けるための注意

昨日は地方の町に行って個別企業の事業承継の相談を受けてきましたが、まだまだ、経営承継円滑化法と新事業承継税制の認知度が低いことと、自社の株式の評価や移転に対する認識が正しくない方が多いことを痛感しました。

さて、相続開始後には税務署への相続税申告の前に、経済産業大臣に対する認定の申請を行い、認定通知を受け取る必要があります。

相続税の納税猶予の特例に関しては、贈与の場合と違い、予め確認申請をして経済産業大臣の確認を受けておいた場合には、相続開始後8ヶ月以内の認定申請期限までに認定要件を満たせばいいということになります。

例えば、後継者（経営承継相続人）は、相続開始前に代表者である必要はありませんから、相続開始後から5ヶ月を経過する日以降、認定申請する日（相続開始後8ヶ月以内の認定申請期限）までに代表者であり、対象株式を取得していればいいわけです。ということは、分割協議などが揉めて長引くことなく、先代の保有していた株式を相続によって円滑に後継者が取得し、臨時株主総会で取締役の新たな就任解任などがなく、取締役会で代表者になるための決議が容易にできることが必要です。つまり、生前の贈与によるのではなく、相続によって経営の承継を円滑にするためには、相続税の対策だけでは足りなくて、遺言書や遺留分に対する備えが必要ということになります。

認定のために、確認を受けた後から相続開始前までの重要なことを再確認しておきましょう。

- 確認を受けた特定後継者は役員に就任しておくこと。社外、非常勤又は無報酬でもいいです。
- 既存株主の保有株に異動があつて、株主構成が変更になる時は必ず注意をして適用要件を外すことがないか確認をすること。
- 一旦確認申請時に後継者として特定し、申請書に記載した者が、その後の何らかの事情で変更になる場合には、忘れずに変更の確認をとるための申請をすること。

認定申請の段階では、その申請会社が上場会社や風俗営業会社でないことが要件でしたが、認定の申請のときには、その「特別子会社」にも同じことが求められます。「特別子会社」とは、会社とその代表者とその代表者の同族関係者が合わせて発行済み株式総数・議決権の過半数を有している場合の会社をいいます。いつ訪れるか予測不能の相続開始日時点で満たさなければならぬ要件ですので、稀だとは思いますが漏れのないように事前にチェックしておきます。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAXにてお問い合わせください。

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768

文責 : 吉川孝 (税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ)

 日成コンサルティング株式会社